

## 平成28年度基本評価実施方針

### 1 趣旨

北海道政策評価条例（平成14年北海道条例第1号）第5条第1項の規定に基づき、公安委員会が行う平成28年度の基本評価に関する実施方針を定める。

### 2 基本的な考え方

平成28年度の基本評価は、平成28年度政策評価基本方針第2の1(5)の規定により、事務事業評価を実施する。

事務事業評価の実施に当たっては、事業費に加えて事務や事業の実施に係る人件費を含めたフルコストによる評価とする。

### 3 基本評価の対象

平成28年4月1日現在で平成28年度予算に計上されている事業とする。

### 4 基本評価の視点

基本評価は、次の視点で実施するものとする。

- (1) 事務事業の有効性
- (2) 事務事業のコスト
- (3) 事務事業の執行体制

### 5 基本評価の時点

基本評価の時点は、中間評価とし、平成28年8月1日現在の進捗状況等に基づき評価を実施する。

### 6 基本評価の実施方法

基本評価は、別に定める評価調書により実施する。

### 7 基本評価結果の反映

基本評価結果は、次に掲げる事項に着実に反映させるものとする。

- (1) 予算編成及び執行
- (2) 組織機構等の改正
- (3) 事務の改善・合理化

### 8 基本評価に関する情報の公表

基本評価に関する情報は、次の方法で積極的に公表し、閲覧の用に供するとともに、提供の申出に対しては、これに対応するように努めるものとする。

- (1) 北海道公安委員会ホームページへの掲載
- (2) 警察本部閲覧コーナー及び方面本部閲覧コーナーへの備付け

### 9 道民の意見の取扱い

(1) 評価の実施に当たっては、次の方法で道民が意見を述べる機会を確保するものとする。

ア 北海道公安委員会ホームページ意見要望欄への記載

イ 郵便等による提出

(2) 道民の意見の評価への反映状況については、8と同様の方法で公表するものとする。